平成30年度岩手県後発医薬品安心使用促進協議会

日 時 平成 31 年 2 月 4 日 (月) 15 時~ 場 所 エスポワールいわて イベントホール

次第

- 1 開 会
- 2 あ い さ つ
- 3 委 員 紹 介
- 4 会 長 選 出
- 5 議 事
 - (1) 後発医薬品の安心使用促進に係る国の取組等について(報告)
 - (2) 後発医薬品の安心使用促進に係る取組について(報告・意見交換)
 - (3)ジェネリック医薬品の使用促進に向けた各種分析について(情報提供)
 - (4) その他
- 6 閉 会

平成 30 年度岩手県後発医薬品安心使用促進協議会出席者名簿

役 職 名			名	備考
岩手医科大学薬学部医療薬科学講座創剤学分野 教授		佐塚	泰之	
一般社団法人岩手県医師会常任理事			宗孝	
一般社団法人岩手県歯科医師会常務理事			武彦	
一般社団法人岩手県薬剤師会常務理事			昌美	
一般社団法人岩手県私立病院協会長			文俊	
岩手医科大学附属病院副薬剤部長		佐藤	文彦	
岩手県医薬品卸業協会理事		千葉	重人	
日本ジェネリック製薬協会品質委員会運営委員		川俣	知己	
一般財団法人岩手県老人クラブ連合会常務理事 事務局長		野崎	勝	代理出席 事務局次長 遠藤 泰亮
全国健康保険協会岩手支部企画総務部長		阿部	徹	
岩手県国民健康保険団体連合会 審査部長兼審査管理課長		鈴木	敬之	代理出席 審査管理課長補佐 関ロ みどり
岩手県立東和病院薬剤科長		松井	伯之	
岩手県医療局業務支援課主任主査		白畑	政憲	
岩手県保健福祉部健康国保課	総括課長	佐々フ	大 哲	事務局
司	薬務担当課長	千葉	和久	事務局
同	主任主査	田村	岡山	事務局
同	技師	藤村	哲雄	事務局
闰	技師	小田	哲也	事務局

平成30年度岩手県後発医薬品安心使用促進協議会 席次図

日時: 平成31年2月4日(月)15:00~

会場:エスポワールいわて イベントホール

		議長	1						
		\circ							
川俣委員	0		\circ	佐塚委員	記				
遠藤委員代理	\circ		0	木村委員	者席				
阿部委員	0		0	和田委員	傍				
関口委員代理	0		\circ	畑澤委員	席				
松井委員	0		0	山内委員					
白畑委員	0		\circ	佐藤委員					
			0	千葉委員					
0 0 0									
田村主任主査 佐々木総括課長 千葉担当課長									
小田技師藤村技師									

岩手県後発医薬品安心使用促進協議会設置要綱

平成 21 年 1 月 23 日制定 平成 28 年 6 月 23 日一部改正

(設置)

第1 後発医薬品に係る理解を深め、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう使用環境の整備等を図るため、岩手県後発医薬品安心使用促進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 後発医薬品の使用状況等の現状把握に関すること
 - (2) 後発医薬品の使用環境の整備等に関すること
 - (3) 後発医薬品に係る情報交換、啓発に関すること
 - (4) その他後発医薬品の適正使用に関すること

(組 織)

- 第3 協議会の委員は、15名以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会から推薦を受けた者
 - (3) 病院等から推薦を受けた者
 - (4) 医薬品卸売業者団体から推薦を受けた者
 - (5) 後発医薬品販売業者団体から推薦を受けた者
 - (6) 消費者の代表者
 - (7) 保険者の代表者
 - (8) その他関係者

(役 職)

- 第4 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し会議の議長となる。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは副会長がその職務を代理する。

(会 議)

- 第5 知事は、必要に応じて会議を招集する。
- 2 協議会は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞く ことができる。

(任期)

第6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱した委員の任期は、前任者の 残任期間とする。

(庶 務)

第7 委員会の庶務は、保健福祉部健康国保課において処理する。

(補 則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年6月23日から施行する。